中央建設業審議会 労務費の基準に関するワーキンググループ委員名簿

令和7年10月27日時点

ぇなみ ゆりこ 榎並 友理子 日本アイ・ビー・エム株式会社執行役員テクノロジー事業本部製品統括本部長

^{おおもり ゆり} 大森 有理 弁護士

の小澤 一雅 政策研究大学院大学教授

楠 茂 樹 筑波大学人文社会系教授

ままま りゅういち 佐々木 隆一 三菱地所株式会社企画調査部長・一般社団法人不動産協会企画委員会委員長

^{さとう} 佐藤 あいさ パシフィックコンサルタンツ株式会社事務管理センター副センター長

白 石 一 尚 一般社団法人日本建設業連合会人材確保・育成部会長

と し だ りょう じ 土志田 領司 一般社団法人全国中小建設業協会理事(前会長)

西野 佐弥香 京都大学大学院工学研究科准教授

長谷部 康幸 全国建設労働組合総連合賃金対策部長

環りた まさひで 堀 田 昌 英 東京大学大学院工学系研究科教授

まえ だ の ぶ こ 前 田 伸 子 公益社団法人日本建築積算協会専務理事

丸 山 優子 株式会社山下PMC代表取締役社長

三 宅 雅 崇 東京都財務局技術管理担当部長

渡邊 美樹 独立行政法人都市再生機構本社監査室長

◎: 座長

(五十音順、敬称略)

中央建設業審議会

労務費の基準に関するワーキンググループ運営要領

(座長)

- 第1条 中央建設業審議会労務費の基準に関するワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)に座長を置く。座長は、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員(以下単に「委員」という。)が互選する。
- 2 座長は、議事を運営する。

(招集)

- 第2条 ワーキンググループは、座長が、これを招集する。
- 2 座長は、ワーキンググループを招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議事事項を委員に通知する。
- 3 座長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を中央建設業審議会会長に報告する ものとする。

(議事)

第3条 ワーキンググループは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 2 ワーキンググループの議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、 座長が決する。

(議事の公開)

- 第4条 ワーキンググループの会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、座長 が特段の理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、座長が会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは 第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるときは、会議、議事 録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(外部有識者の意見聴取)

第5条 座長が必要と認めるときは、外部有識者の意見聴取を行うことができる。

(雑則)

第6条 この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項があれば、座長が随時定める。

附則

この運営要領は、令和6年9月10日から施行する。

<u>労務費の基準に関するワーキンググループ(第11回)配席図</u> (中央合同庁舎第3号館 10階共用会議室)

令和7年10月27日(月)

